

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和5年2月22日

寒川町監査委員 北村美仁  
同 太田眞奈美

**1 監査の種類**

財務監査のうち定期監査

**2 監査の実施期間**

令和5年1月5日から令和5年1月27日まで

**3 監査の対象部課等**

環境経済部 環境課  
学び育成部 学び推進課

**4 監査の対象**

令和4年度（令和4年4月1日から令和4年11月30日まで）の財務及び事務の執行状況

**5 監査の着眼点（評価項目）**

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

**6 監査の実施内容**

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

**7 監査の結果**

**【環境経済部 環境課】**

令和4年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

**【学び育成部 学び推進課】**

令和4年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

## 8 監査の結果に関する意見

### 【環境経済部 環境課】

#### (1) 寒川町飼い主のいない猫保護活動補助金について

##### ① 補助団体と補助金交付額について

町は「寒川町飼い主のいない猫保護活動補助金交付要綱」に基づき「寒川ねこ倶楽部」に対して60万円の補助金を交付しているが、これは、従前は2団体にそれぞれ30万円を交付していたところ、1団体が解散したことにより、補助率を1/2から4/5に引き上げ、残った1団体に交付したものである。

「寒川ねこ倶楽部」の中間報告書を見ると、解散した団体の活動をカバーできているのか、交付額に対し従前のような成果が期待されるのか疑問である。

また、補助率を4/5としたことは、解散した1団体の活動を補う目的と考えられるが、団体の自己資金や会員数、活動力を勘案した補助率を定めるべきものであり、この補助率の引き上げは、明確な根拠がないと考える。

##### ② 補助対象事業について

「寒川町飼い主のいない猫保護活動補助金交付要綱」第2条第4項に、この保護活動とは、

ア 飼い主のいない猫を捕獲し、不妊手術又は去勢手術を受けさせ、元の場所に戻す活動

イ 飼い主のいない猫を捕獲し、責任をもって終生飼養できる者に譲渡する活動とあり、第4条に、補助金の額は、保護活動に要する費用の合計額に5分の4を乗じた額とされている。

中間報告書の支出の部、負担金の内容欄には「みなしご救援隊 白峯寺」との記載があり、確認したところ、亡くなった猫の処理（焼却、骨の埋葬）に対しての負担金とのことであったが、町は要綱に基づく飼い主のいない猫の保護に対し補助金を交付すべきであり、町と補助団体との役割分担を明確にする必要がある。

##### ③ 補助金の考え方について

補助金は客観的に見て広く町民に効果が及ぶものであり、公益性が認められ、補助金を交付することが適正であると判断できるものに対して交付されなくてはならない。

従って、予算要求は、補助事業の目的や効果を検証したうえで関係者と調整し、計上すること、また、交付にあたっては、事業費補助の視点から、団体が実施する事業に要する費用として最低限度のものに限り補助を行うことが求められる。

補助金は行政を補完し、公共の福祉の増進に有効な役割を果たすものであるが、長期化、既得権化している事例も見られることから、補助金額の妥当性や補助事業者の自主性、補助の透明性、有効性などしっかり検証することを要望する。

#### (2) 寒川環境町民会議（さむかわエコネット）交付金について

町は、寒川環境町民会議（さむかわエコネット）に対し、毎年30万円を交付しているが、要綱等がなく交付の目的、活動の内容、対象となる使途の基準、交付額の根拠が明確になっていない。

使途に関しては、自主財源がなく運営費にも充当していると思われるが、運営費補助は町の主要な施策を行うため全町的に活動する団体に対して交付するものであり、現在の活動が交付金の目的に合致しているのかなど、寒川環境町民会議の活動のあり方も含め多角的な検証、検討が必要と考える。

#### (3) 廃棄物処理について

##### ① 随意契約について

収集運搬業務については、随意契約が多い状況にある。可燃ごみ等収集運搬委

託における随意契約の理由は、町の事業規模に対して遂行能力がある業者が町内にいないことに加え、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づく代替業務にあたるものとのことであった。

公共下水道の普及に伴い、減少したし尿収集の業務の補填という、町の廃棄物処理にかかる背景については一定の理解はできるが、処理困難物処理委託をはじめいくつかの業務は、入札方式による契約が可能ではないかと思われる。

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であることを十分に認識していただき、必要以上の随意契約にならないよう競争入札に付す可能性について検討されたい。

なお、随意契約を行う際は、関係諸規定や町のガイドラインに準拠し、適正な業者選定とされたい。

## ② ごみ処理の広域化について

ごみ処理の広域化については、協定に基づき町の可燃・不燃ごみ処理を茅ヶ崎市に委託し、町は茅ヶ崎市の資源物の受け入れ、売却及びし尿、浄化槽汚泥の中間処理を行っている。

廃棄物の処理は自区内処理を原則としていることから、自治体ごとに収集方法や処理方式が異なっており、広域連携の中ではこうした違いが住民負担の違いにもなることから留意が必要となる。

茅ヶ崎市は、令和4年4月よりごみの有料化を開始したが、手数料（ごみ袋1枚の価格）を他自治体と比べて高めに設定しており、より一層市民のごみ減量化意識の高揚につながるものと思われる。

翻って町のごみ処理については、指定収集袋制を導入しているものの、茅ヶ崎市と比較するとごみ袋1枚の価格が低く、茅ヶ崎市のごみの減量化が進むことは、町の負担が増すことにつながると思われる。

今後は、町のごみ処理において、減量化、資源化をさらに進め、町の将来像を見据えた中で最適な収集運搬、処理方法、手数料の設定などを検討されたい。

## 【学び育成部 学び推進課】

### (1) 児童クラブ運営事業について

町は、児童クラブ運営事業をNPO法人寒川町学童保育会に委託し実施しているが、委託契約については、一者随意契約により締結されている。

児童クラブの運営を任せられる事業者が学童保育会のみであると判断していることから、子育て支援策の重要な施策の一つである児童クラブ事業のすべてをひとつのNPO法人に委ねている状況となっている。

随意契約については、政令で規定する要件に該当する場合に認められる例外的な契約方法であり、一者随意契約とする判断は経済性、公正性の観点からより慎重に行わなければならない。また、一者随意契約は、契約期間が長期化することで委託先の固定化や契約金額の高止まりなどが生じる傾向にある。

NPO法人寒川町学童保育会は、町の学童クラブ創成期から事業に携わってきた歴史があり、これまでの子育て施策への貢献については認めるところであるが、放課後児童健全育成事業は、今後も保護者のニーズが増えると考えられることから、さらなる拡大、充実が求められるところであり、町のかかわり方など事業のあり方を検討すべき時期ではないかと考える。

当面この事業を民間に委ねていくならば、社会情勢の変化なども見つつ、他に選定すべき事業者がいらないか、といった視点を常に持つことが必要である。

委託事業である児童クラブ運営事業は、町の事業であることを常に認識し、委託先の法人の状況や運営の実態を把握し、運営経費の透明性を確保するとともに委託先との連携を密にして効果的な児童クラブ運営事業を進めることを要望する。

## (2) 補助金について

### ① 寒川町青少年指導員連絡協議会補助金について

町は、青少年指導員連絡協議会に、青少年健全育成に関する事業として「さむかわ子どもまつり」や「小学生研修事業（農作業収穫体験及び体験学習工房）」といった事業を委託しているが、この委託料とは別に青少年指導員連絡協議会に対して交付金を交付している。

交付の目的は、青少年の健全育成のため、青少年団体活動の指導及び助言並びに自主パトロールによる指導を行うこととされている。

一般的に交付金は、地方公共団体の事務を委託するような場合、当該事務処理に対する報償的なものとして支出され、補助金のように細かな使途を限定せずに一定の金額が交付されるケースが多い。

しかしながら、こうした団体運営のための交付金の実態としては、長期化し既得権益となっている事例も多く見られる。

青少年指導員連絡協議会交付金の令和3年度決算を見ると、繰越金が多く発生している状況であった。

青少年育成関係団体補助金等交付要綱によれば、補助事業に変更・中止・廃止が生じた場合は、町長の承認を受けることや、補助金額の全額または一部の返還を命ずることについて定められているが、補助基準が曖昧で明確になっておらず、行政及び団体双方で補助効果の検証が行われていないものと思われる。

交付金の使われ方やその効果について、十分な精査をお願いしたい。

### ② 寒川町文化連盟補助金について

令和3年度寒川町文化連盟本部会計収支決算書によると、周年記念事業積立金に予算2万円に対して決算8万円を計上していた。また、繰越金は62,482円計上されていた。

文化連盟所属の傘下の団体においても繰越金の額の多いものが見られた。

令和3年度の決算については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業ができなかったことが影響していると思われるが、周年記念事業積立金への計上が妥当なのか、繰越金という形で余剰金が発生した場合の補助金の必要性についても検討する必要がある。

## (3) 財産管理について

青少年広場の借地については、経済性の面から解消に向けて努力されたい。

(仮称) 青少年自然の家の用地については、少なくともこの2年間ほどは、状況の把握もされていない。管理者として最低限の責務を果たす必要があることから現地の状況を把握し、今後の対応について検討されたい。